



佐賀県公報

平成16年
6月28日
(月曜日)
第 12473号

目 次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
すむのさと温泉診療所	鳥栖市高田町二〇三番地一	平成一六・四・一

荒木外科医院	鳥栖市宿町九八五番地	平成一六・四・一三
--------	------------	-----------

- 生活保護法に基づく医療機関の指定
- 生活保護法に基づく指定訪問看護事業者の指定
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更
- 廃川敷地等の発生

公 告

雑 報

- 開発行為に関する工事の完了

○平成十五年度佐賀県市町村職員共済組合決算の要旨

- 平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第十三号中訂正
- 平成十六年五月二十八日付け佐賀県公報第一二四六〇号中訂正

(公 安 委 員 会) 六

や ま さ キ 眼 科	鳥栖市宿町九八五番地	平成一六・五・一
池 内 科 胃 腸 科 医 院	多久市北多久町大字小侍四〇番地	平成一六・五・一
(四六一・〃)	多久市北多久町大字小侍四〇番地	平成一六・五・一
(四六三・〃)	東松浦郡呼子町大字殿ノ浦一二三番地	平成一六・五・六
(四六四・河川砂防課)	多久市北多久町大字小侍二二三〇番地	平成一六・五・六
(まちづくり推進課)	神埼郡千代田町大字崎村六三九番地三	平成一六・五・一
松 尾 歯 科 医 院	多久市北多久町大字小侍二二三〇番地九	平成一六・五・一
千 代 田 歯 科 診 療 所	小城郡芦刈町大字芦溝八九三番地八	〃
医 療 法 人 千 草 会	伊万里市新天町四七九番地一	平成一六・四・一
ひ よ こ 藥 局	鳥栖市宿町九八六番地二	〃
コ 一 ヨ 一 藥 局 鳥 栖 店	鳥栖市真木町一九七四番地四	〃
お お ば 歯 科	伊万里市新天町四七九番地一	平成一六・四・一

●佐賀県告示第四百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の訪問看護事業者を指定した。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川康

平成十六年六月二十八日

- 佐賀県告示第四百六十一号
- 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

佐賀県知事 古川康

名称 富士大和温泉病院組合

所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 訪問看護ステーションふじ

所在地 佐賀郡富士町大字梅野千七百二十一番地一

●佐賀県告示第四百六十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、
次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
荒木外科医院	鳥栖市神辺町一五七五番地	平成一六・四・一三
池田内科・胃腸科	多久市北多久町大字小侍四〇番地 五番地	平成一六・五・一
大庭歯科医院	佐賀市水ヶ江二丁目一番七号	平成一六・五・一
松尾歯科医院	多久市北多久町大字小侍二一三〇番地 三番地	〃
千代田歯科診療所	佐賀市千代田町大字崎村六三九番地三	平成一六・四・一
有限会社 江上薬局	佐賀市木原三丁目二番一五号	平成一六・四・一

二 変更医療機関

新	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
誠心堂薬局	伊万里市新天町六〇一番地三	平成一六・三・一	

●佐賀県告示第四百六十四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び佐賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十六年六月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称

嘉瀬川水系天河川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十六年六月二十八日

三 廃川敷地等の位置

佐賀郡富士町大字市川字川原二八〇四番八九地先

四 廃川敷地等の種類及び面積

- (1) 種類 土地
(2) 面積 一〇三・四九平方メートル

○ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為

に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年6月28日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
伊万里市東山代町字勝田の一-1814番50の一部（調整池）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
伊万里市東山代町長浜1385番地1
株式会社武藤開発

○ 告 知

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成15年度決算の要旨を公告する。

平成16年6月28日

佐賀県市町村職員共済組合
理事長 横尾俊彦

損益計算書の要旨

(単位：千円 (財形：円))

他 経理へ繰入	16,496	16,502					
その他 の 支 出	172,235	2	28,858	172,460	7,760	6,124	
次 年 度 支 払 準 備 金	446,451	439					
次 年 度 繰 越 長 期 給 付 積 立 金	60,828,847						
計	5,915,385	76,364,270	127,663	194,808	122,405	221,979	0
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 129,370	0	4,472	△ 8,980	21,487	808	0
							0
貸借対照表の要旨							
資 産	流 動 資 産	571,780	9,151,358	195,368	328,626	10,539,641	186,191
資 産	固 定 資 産		51,677,928	3,354	1,223	8,116,430	9,154,428
資 産	緑 延 資 産						
資 産 合 計		571,780	60,829,286	198,722	329,849	18,656,071	9,340,619
負 債	流 動 負 債	232,161		505	17,529	18,376,190	9
負 債	固 定 負 債	446,451		439	116,643	29,565	24,091
負 債 合 計		678,612		439	117,148	47,094	18,400,281
資 本	資 本 利 益			478			
資 本	資 本 積 立		60,828,847				
資 本	利 益 利 差						
資 本	資 本 合 計	△ 106,832	60,828,847	81,574	282,755	255,790	225,677
負 債	資 本 合 計	571,780	60,829,286	198,722	329,849	18,656,071	9,340,619
負 債	資 本 合 計						68,698
負 債	資 本 合 計						0

○ 正 誤

平成十六年三月三十一日付け佐賀県公報号外第十三号中訂正

6 右から 4行目	下段 箇所 所	頁 誤	5 下段左から 八行目	上段左から 六行目	頁 箇所 所	頁 誤
	第42号)		百分の十五	に限る。		
			百分の十六	を除く。		

平成十六年五月二十八日付け佐賀県公報第一二四六〇号中訂正

第42号) に規定する事務

購読料
申込先
佐賀県経営支援本部総務法制課
一か年二八、八〇〇円(送料共)平成十六年六月二十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)